

いい日旅立ち

「自己推薦書」の書き方

「自己推薦書」は生徒自身が作成するものです。そこで、中学校では提出された「自己推薦書」の誤字・脱字程度のチェックは行いますが、内容のチェックや作成についての個別指導等はいりません。

ただし、何の指導も行わず、ただ「頑張って作成しなさい。」というのは、いかななものかと考えましたので、全日制を例にして「自己推薦書」の書き方を説明します。

現時点で自己推薦を希望されている生徒は、一度、「自己推薦書」を作成してみて、しっかりと作成できるようであれば、12月9日（月）に配布する「出願手続依頼書」に自己推薦受検する旨を記してください。

なお、「自己推薦書」は北海道教育委員会のHPよりダウンロードできます。

記入内容1 入学を希望する理由や抱負について（この学校を入学したい理由や入学してから自分がしたいと思うことについて、この学校のスクール・ポリシーを踏まえて記入してください。）

まずは、スクール・ポリシー及び「入学者の受入に関する方針等」をしっかりと熟読することです。各高校のスクール・ポリシー及び「入学者の受入に関する方針等」は、HPに記されています。

例えば、札幌北陵高校の「入学者の受入に関する方針等」は、下記の通りです。

基本的な生活習慣が身に付いており、次の両方を満たす生徒

- 1 大学進学等、将来への目的意識をしっかりと持ち、何事にも積極的に、絶えず向上しようとする熱意のある生徒
- 2 部活動や生徒会活動等にも積極的に取り組み、今後もリーダーシップを発揮し活躍できる生徒

札幌北陵高校の場合、「次の両方を満たす生徒」という条件がついておりますので、1と2の両方について合致している点を記す必要があります。

1についてであれば、将来、どのような職に就き、何をしたいのか。また、その職に就くためには高校卒業後、どのような進路を歩むべきか。その進路を歩むためには、今後、どのような努力をするつもりか等を記すとよいでしょう。

2についてであれば、リーダーシップを発揮して活躍したい活動（部活動、生徒会活動等）をその理由とともに、具体的に記すとよいでしょう。また、リーダーシップを発揮するために、どのような努力をするつもりか等を記すのもよいでしょう。

記入内容2 中学校の各教科(選択教科を含む)や総合的な学習の時間における学習について(中学校で学習したことについて、自分が特にアピールしたいことを具体的に記入してください。)

学習面に関することを中心に記すのであれば…

- ①その学習に目覚めたきっかけ。
- ②その学習にかけた時間や頻度。
- ③学習面で工夫したこと。
- ④学習したことを将来、どのように役立てたいか。等について記すのもよいでしょう。

記入内容3 中学校在学中における学校内外の諸活動について(中学校生活の中で、学級活動、生徒会活動、学校行事、部活動、ボランティア活動、取得した資格や検定結果、その他の活動を通して学んだこと、自分が特にアピールしたいことなどを具体的に記入してください。)

部活動に関することを中心に記すのであれば…

- ①どれくらいの期間、何部に所属していたか。
 - ②レギュラーとして活躍していたかどうか。
 - ③キャプテンや副キャプテン、その他チーム内での役割。
 - ④レギュラーでなくとも休まずに部活の練習に参加したこと。
 - ⑤チームの皆のために道具の整理や準備を率先してやったこと。等について記すのもよいでしょう。
- また、部活動を通して何を学んだのかを記すのもよいでしょう。

- ①継続することの大切さ
- ②仲間を信頼すること。
- ③あきらめないこと。などが考えられます。

さらに、中学校時代の部活動の経験を高校生活や将来にどういかしたいのか。

- ①同じ部活動を継続し、より向上させたい。
- ②経験を別の場面でも役立てたい。などが考えられます。

●札幌平岸高校普通科普通コースの推薦入試(作文)

札幌平岸高校普通科普通コースの推薦入試では作文が課せられます。過去に受検した生徒(卒業生)の報告(情報)によるとその時の作文は下記の内容で書くことだったそうです。

学校の廊下の幅が2倍になったならば、どのようなことが懸念されますか。また、あなたは、その廊下をどのように有効活用しますか。
更に、その活用の仕方を先生から反対された場合、あなたはどうしますか。記しなさい。

受検した生徒からの報告(情報)ですので、多少、言い回しが違うかもしれませんが、しかし、参考にはなると思いましたので紹介しました。

追申、どうしてこのような内容の作文を受検生に問うのかと思われた方もいることでしょう。

札幌平岸高校普通科普通コースのHPに記されている「入学受入れに関する方針等」を読んでみてください。この作文から作者(受検生)が「入学受入れに関する方針等」に合致しているかどうか、ある程度わかる内容となっていると考えます。